

～賑わいあふれるまちづくりを目指して～

中心市街地活性化シンポジウム

奥州市中心市街地活性化協議会（千葉龍二郎会長）では、市民の視点による中心市街地の活性化に向けた基本方針を検討するため「街なか市民会議※1」を設置し、その検討内容を「提言書」としてまとめました。今回、その提言書の内容を市民の皆さんにお知らせし、地域の魅力を生かしたまちづくりについて話し合うためシンポジウムを開催します。

あなたもシンポジウムに参加して、賑わいあふれるまちづくりについて考えてみませんか。



- 日 時 11月7日(土) 午後1時半～4時半
- 会 場 奥州商工会議所大ホール
- 対象者 どなたでも参加できます（定員 200 名）
- 内 容 街なか市民会議「提言書」報告会
フィールド調査実施報告会（東北学院大学教養学部岩動ゼミ※2）
基調講演「地域資源を活かしたまちづくり」
阿部昌孝氏（株）JTB 東北 地域貢献推進部長）
シンポジウム「活性化のためにできること」
コーディネーター 岩動志乃夫氏（東北学院大学教養学部教授）
パネラー 街なか市民会議委員、東北学院大学岩動ゼミ学生

■問い合わせ 奥州商工会議所 まちづくり推進室（☎④ 3141）



※1 街なか市民会議

ことし6月に、地元事業者や地域住民、関係団体の職員など16人で構成された組織。中心市街地を活性化するため、事業者自らが考えた取り組みやメイプル西館の活用策などについて、ワークショップなどで議論を重ねています。

※2 東北学院大学教養学部岩動ゼミ

水沢区の中心市街地商店街の現状と、江刺区の蔵を生かしたまちづくりを調査しています。ことし8月には奥州市でのフィールド調査を行い、現在「報告書」の作成に取り組んでいます。

フロアマネージャーが市役所をご案内します



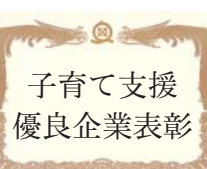
若草色の腕章が目印です

市は、10月16日(土)から庁舎にフロアマネージャーを試験的に配置しています。市民の皆さんが、市役所で気持ちよく手続きができるよう、笑顔で迅速・丁寧に対応いたします。来庁時にお困りの際は、声をお掛けください。

- 設置期間（試行期間） ～ 22 年2月1 日(日)
- 配置日時 議会開催日を除く毎週(月)、午前 11 時～正午 ※(火)の場合は翌日
- 配置場所 市役所本庁舎と各総合支所 1 階フロアなど
- 従事者 各支所ごとに交代で1 人が従事 ※表参照

■問い合わせ 本庁総務課（内線 452）、各総合支所総務企画課

庁 舎	フロアマネージャー
本庁舎	市長、副市長、収入役、水沢区長、本庁部局長
江刺総合支所	区長、教育長、教育部長、支所課長
前沢総合支所	区長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、支所課長
胆沢総合支所	区長、水道部長、支所課長
衣川総合支所	区長、監査委員事務局長、支所課長



21年度表彰 企業を募集

仕事と子育ての両立に積極的に取り組もう！

市は、子育てしやすい社会環境づくりを目的に、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を表彰します

- 対象 市内に本社や主たる事業所がある中小企業
- 表彰基準 次のすべての項目に該当すること

- ①次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出ていること
- ②仕事と子育ての両立支援のため、制度や職場環境を整えて、積極的に取り組んでいること
- ③過去3年間に、労働関係法令の違反や、表彰にふさわしくない行為を行っていないこと

- 表彰 表彰状を授与するほか、市の広報やホームページなどでも広く紹介します
- 申し込み方法 自薦のほか、商工団体、労働団体などからの推薦も可。担当課窓口へ備え付けの用紙に記入し、必要書類を添えて郵送または窓口へ提出してください※用紙はホームページにも掲載

- 募集期限 11月18日(土)（当日消印有効）
- 問い合わせ 本庁企業振興課人材育成・労政係（内線372）〒023-8501、※住所記載不要、☎④5240、✉kiyoushi-n@city.oshu.iwate.jp



仕事と子育ての両立を応援します

火災 予防は 万全ですか？

11月9日(土)から11月15日(木)は、全国火災予防週間です。 〔☎〕奥州金ケ崎行政事務組合消防本部（☎④ 7211）身の回りの防災についてもう一度見直してみましょう。

住宅用火災警報器を設置

過去5年間の住宅火災による死者は毎年1,000人を超え、平成20年には、全国で1,123人が亡くなっています。そのうちの6割弱が65歳以上の高齢者です。

住宅用火災警報器は、すでに設置が義務付けられています。未設置の場合は、大切な命、家族、財産を守るために一日も早く設置してください。

＜設置により火災にならなかった例＞

家族が焦がした座布団を袋に入れ、台所に放置していたら、就寝中に住宅用火災警報器の警報音で、座布団が燃えているのを発見した

古い消火器の取り扱い適正に

古くなった消火器を使用した際に、消火器が破裂して怪我をする事故が、全国で発生しています。

自宅や勤め先の消火器を点検し、さびが発生していたり、何年も埃をかぶっていたりする場合は、次の点に注意しましょう。

- 自分で放射、解体などの廃棄処理を行わない
- 回収や点検は、専門の事業者や販売業者に依頼する
- 風雨にさらされる場所や湿った場所に設置しない

警報器実証実験と火災実験

住宅用火災警報器の効果検証実験とてんぷら油火災実験を行います。ぜひご覧ください。

- 開催日 11月14日(土)、15日(日)
- 時 間 午前10時・午後4時（1日2回実施）
- 場 所 水沢消防署 ※水沢南公民館奥の北側駐車場を利用ください

悪質な訪問販売にご用心！！

住宅用火災警報器の設置が義務になったことで、法令違反だと脅迫しながら購入を迫る例もあります。消防署の職員や消防団員が消火器や住宅用火災警報器を直接訪問販売することはありません。怪しいと思ったら購入したり、契約書にサインをしたりしてはいけません。相手がなかなか引き下がらないときは、毅然とした態度で110番することをはっきりと言いましょう。

また、不適正な金額で購入してしまった場合は、すぐにクーリング・オフ制度を活用するか、市役所の市民課総合相談室などへ連絡してください。